

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

総 務 文 教 委 員 会

開 催 日：平成27年6月9日（火）

開催時間：9 時 58 分～ 14 時 20 分

開催場所：全 員 協 議 会 室

（委 員）佐々木委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

（議 長・委員外議員）足立議員、柳楽議員、串崎議員、笹田議員、芦谷議員、道下議員
田畑議員、平石議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、牛尾昭議員

（総務文教委員会 所属管理職）

近重副市長

〔市長公室〕 ~~湯淺市長公室長~~

〔総 務 部〕 植田総務部長、前木総務部次長（総務課長）、坂田行財政改革推進課長、
河上安全安心推進課長、古森人事課長、斗光情報政策課長、
~~小田人権同和教育啓発センター所長（人権同和教育室長）~~

〔地域政策部〕 砂川地域政策部長、宇津地域政策部次長（政策企画課長）、
河上まちづくり推進課長、岡田地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 塙財務部長、河野財務部次長（財政課長）、邊税務課長、
稲垣徴収課長（ふるさと寄附推進室長）

〔金城支所〕 吉永支所長、大崎防災自治課長（金城分室長）

〔旭 支 所〕 田村支所長、栗栖防災自治課長（旭分室長）

〔弥栄支所〕 細川支所長、森下防災自治課長（弥栄分室長）

〔三隅支所〕 斎藤支所長、吉野防災自治課長（三隅分室長）

〔会 計 課〕 江木会計管理者（会計課長）

〔教育委員会〕 石本教育長、山本教育部長、横田教育部次長（教育総務課長）、
佐々木学校教育課長、滝本学力向上推進室長、山根生涯学習課長、
島田中央図書館長、長見青少年サポートセンター所長、渡邊文化振興課

長

〔選挙管理委員会・監査委員・公平委員会〕 原田事務局長

〔消防本部〕 河上消防長、藤井消防本部次長（総務課長）、森脇予防課長、
佐々木警防課長、~~梢江通信指令課長、田原浜田消防署長、大驛東部消防署長、
中村西部消防署長~~

（事務局） 篠原書記 報道～山陰中央新報社、中国新聞

【議 題】

- 1 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について【全会一致で同意すべきもの】
- 2 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について【全会一致で同意すべきもの】
- 3 議案第51号 浜田市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 4 議案第52号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
【賛成多数で可決すべきもの】
- 5 議案第54号 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する
条例について【全会一致で可決すべきもの】
- 6 議案第55号 浜田市有料駐車場条例の制定について【賛成多数で可決すべきもの】
- 7 議案第61号 財産の無償譲渡について（旧井野小学校室谷分校）
【全会一致で可決すべきもの】

8 執行部からの報告事項

- (1) 浜田女性ネットワーク市議会について
- (2) 浜田市総合振興計画後期基本計画の進捗状況報告書
- (3) 元気な浜田づくり市民委員会の開催について
- (4) 平成26年度空き家バンク制度の利用状況について
- (5) 介護人材確保のためのシングルペアレント受入事業の申請状況について
- (6) 平成27年度個人市民税の当初賦課状況について
- (7) 所得別所得金額の推移について
- (8) 市税等における減免件数等の推移について
- (9) 平成26年度市税等徴収率について（速報値）
- (10) 旭小学校の開校に向けたスケジュールについて
- (11) 市内衛生関係専修学校の入学生の状況について
- (12) 市内中学生の進学等の状況について
- (13) 浜田市いじめ防止基本方針について
- (14) その他

9 請願第6号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）に反対する意見書採択に関する請願について

【賛成多数で採択すべきもの】

10 その他

なし

【詳細は別添会議録のとおり】

【会議録】

〔 9 時 58 分 開議 〕

佐々木委員長 ただいまから、総務文教委員会を開催する。ただいま出席議員は8名で定足数に達しているので、早速議題に入る。

1 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

佐々木委員長 まず人事案件2件を一括で審査したい。執行部から補足説明があれば。
（ 「ありません」という声あり ）

佐々木委員長 委員から質疑は。
（ 「なし」という声あり ）

ではこの件については終了する。ここで副市長は退席される。

《 副市長退席 》

3 議案第51号 浜田市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長 議題3について、執行部から補足説明があれば。
（ 「ありません」という声あり ）

佐々木委員長 では委員から質疑があれば。岡本副委員長。

岡本副委員長 この地域の状況、近隣。何世帯くらいあるのか。この鉄塔が立つことによってどの程度カバー出来るのか。残りの不感地域は。

情報政策課長 栃木移動通信鉄塔。これは弥栄町の畑山賀地区17世帯29人が対象となっている。これに付随して、この鉄塔が立ったおかげで通信エリアが広がるのが県道黒沢安城線（1日571台通る幹線）と、大長見ダムのもみじ湖（年間来訪者500人）に来る人もエリアに入る。

通信可能になる範囲は、地形によって変わるが、大体直系5キロの円の範囲内で通じるようになると言われている。

残る不感地域で把握している地域はあと8つ（三隅4つ、金城4つ）。

岡本副委員長 三隅と金城に4つずつだそうだが、今後の予定はどのくらいのスパンで考えているか。

情報政策課長 住民要望があった所を整備しようと思っている。平成28年度に国庫補助事業を使つての整備を検討しているのが、三隅町河内地区の鹿子谷、黒沢1区、金城町波佐若生、この3つを申請しようとする。業者がそれに乗ってくれば国庫補助事業がスタートする。

岡本副委員長 了解した。

佐々木委員長 他に。

（ 「なし」という声あり ）

佐々木委員長 ではこの件については終了する。

4 議案第52号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長 議題4について、執行部から補足説明は。ふるさと寄附推進室長。

ふるさと寄附推進室長 改正の目的は、ふるさと寄附条例にて地域振興基金へ積み立てることとなっているが、額が大きくなっても変わらず地域振興基金へ積み立てられ

佐々木委員長
森谷委員

るのは不自然だということから、今回の条例改正を出している。

それに併せて平成27年度の税制改正の1月の総務省通知に、「使途について納税の目的等が明確に伝わるよう」とあった。検討する段階で上位自治体では、使途の指定項目が簡素化。また、ふるさと納税サイト運営会社から「使途を簡素化した方が良いのでは」とのアドバイスがあったので、事業区分の変更と寄附金管理運用の変更を提案した。

説明が終わった。委員から質疑があれば。森谷委員。

昨日も簡単に質問したが、「選びにくいのでは」と言えば「選びにくいはない」という感じだった。改めて説明資料を見ると、5ページの目的・理由に「寄付金の意義を明確にする、そのために色んな方法論がある」と読める。そのためにどうするか。市長裁量部分を減らすことで明確になると。市長裁量を減らすためにはどうするか。事業区分を減らして寄附者が選びやすくする。こういう書き方がしてある。

明確にすることが最終目的なので、これは具体的に表現することであり、数を減らすこととは違う。

市長裁量を減らす目的のためなら、市長裁量をなくすことで100パーセント目的が達成出来る。調べてみると市長裁量という項目がない自治体もたくさんあった。

昨日の答弁では、選択肢が多ければ市長裁量を選ぶ人が多くなり、少なければ上の方の項目を選ぶ人が多くなると言われた。この訂正も含めて意見を聞きたい。

ふるさと寄附推進室長

項目の簡素化で1から4の項目が選びやすくなる。先日の全員協議会で配布した、ふるさと寄附のカラー刷り冊子の最後に、ふるさと寄附申し出書及び特産品申請書類がある。それに7項目を挙げている。改正前の条文では、長くて一見わかりづらいことと、「使途を指定しない時は7の指定があったものとみなす」とあるので、1から6をじっくり読んで選択される方が全てとは限らない。無記入の方は7に集中する。総務省の税制改正通知の中で、留意事項として、寄附を受ける地方団体はふるさと納税の使途・寄附金の使用目的については、あらかじめ充分な周知を行う等、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めることという指示もあり、表現を簡素化している。簡素化によって目を通していただき、より選択しやすくなるのではないかと思います。

佐々木委員長
ふるさと寄附推進室長

市長裁量の件については。

ご提案のように、市長裁量部分をゼロにすれば裁量部分に入るお金はないのだろう。しかし何も選択しない人は市長に任せるという項目もある。全ての方が選択されるとは限らない。市長の裁量部分を減らす、つまり何も選択しないで申し出をする人をなるべく減らし、項目を選択していただき、寄附者の意思を通知していただけるよう心がけて今回の改正をした。

森谷委員

最終目的が「市長裁量部分を減らすこと」だから。項目をなくせば達成に近づくだけ。また昨日の答弁にもあったが、使途限定での寄附も可能だと。すると市長裁量の代わりに「その他どこに寄附したいか」という項目を作ること、より明確になって寄附しやすくなるのでは。

他市町村を調べたら、確かに上位グループも下位グループも項目は少ない。しかし例えば平戸市は細かく選択肢が記載してある。川本は甲子園出場9回の高校への支援等、とても分かりやすい。松江も分かりやすい。

	他所と比較するのは良いが、意味もなく他所と横並びになる必要はない。
ふるさと寄附推進室長	他市を見ても表現はまちまちで、浜田市と同じように「自然及び環境の保全に関する事業」という項目で括っている所もある。条例の新旧対照表を見ると分かるが、なるべく表現を簡素化して、1から4の項目で該当する事業の範囲を広げたような表現でまとめている。まだ事業については「どの項目の寄附を使うか」がはっきりしていないので、このような表現に留めている。いずれ事業を進める段階にあたっては寄附者の意向を尊重して協議し、進めることになると思う。
森谷委員	はっきり理解出来ない。7項目と5項目を並べて、市職員含め何十人に聞いたところ、「抽象的で選ぶ気にならないから最後の市長裁量を選んでしまう」との回答が多かった。これを作るにあたり、人の意見を聞かなかったのでは。
ふるさと寄附推進室長	担当者レベルではかなり協議した。表現について、職員や一般市民に意見を聞いたりはしていない。把握していない。
森谷委員	選択肢について財務部長は昨日、自分も実際に選ぶ際に困ったと言われた。これは市役所のことに精通しておられるので、どの部署に行くか迷って時間かかったのではないかと思う。特産品や地域振興、教育整備。合計の仕方に色々考えがあるかもしれないが、教育関係20パーセント、特産品関係が16パーセントで、全体の約30パーセントを占める。
ふるさと寄附推進室長	昨日の笹田議員もしていたが、伝統芸能や浜田城等の寄附が入らない項目を削るなら理解出来るが、人気の高い項目を削る理由は何だと。部長はそれに答えられずに「項目を減らしたら選びやすい」と、明確な回答を避けられた。改めて伺う。人気No.1と2の項目を削る理由は何か。
	「特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業」については、寄附額のおよそ4割が特産品代として地元事業者の売上に寄与しているので、基金はむしろ産業振興以外になるべく充てたいため。
森谷委員	教育についてもご指摘を受けたが、それは新条例の「青少年の健全育成に関する事業」の中に包含している。表現が変わっただけで内容は包含している。
ふるさと寄附推進室長	それは、分かり難い。本当に分かりやすさを求めるなら、項目はともかく細目は多くて良いのでは。それが分かりやすさに繋がる。
	「浜田城整備」が削除されているのは何故か。開府400年も控えているのに、折角今まで載っていた項目を削ったのは何故か。
森谷委員	削除理由だが、寄附の約8割以上が都市部の方からのネット寄附。浜田城という言葉の認知度が低い。城山整備については新条例の(2)に挙げられている「自然環境並びに歴史的及び文化的な資源の保全及び活用に関する事業」に整理している。また、昨日の議案質疑でも申したが、1月9日に開催した主要事業説明会において、浜田城周辺整備事業の中でふるさと寄附等の民間寄附を5億円充当した場合として、飽くまで借りだが計画案を提示していると伺っている。
ふるさと寄附推進室長	26年度だけで見ると7億2千何百万のうち、「浜田城整備」の項目に1,100万円、70分の1しか集まっておらず、5億には到底届かない。
森谷委員	昨日の西村議員の意見等を参考にして改めて考えてみたが、同じ所に流れる、事業を目的として改正されたんじゃないか。

ふるさと寄附推進室長	改正案の「神楽殿」は神楽そのもの、「自然環境歴史」は歴史館城山そのもの、「高齢者」は別にして、「青少年」も神楽とか歴史館に結び付く。もともとあった「高齢者」は全体のうち8.6パーセント。残り90数パーセントは、全部浜田城に充てようと思えば充てられる構成になっている。昨年では1パーセント程度だったものが、90パーセント浜田城に充てられる。寄附の殆どが黙っていても浜田城整備に集まるようにするために改正するのではとも考えられる。そういう思いがあるのか。 事業実施の際には皆と協議する。恐らく財源は国補助金や一般財源や基金取り崩し等をご提示されると思う。どのような整備になるかは決まっていらないが、事業が決まった時点でお示しすることになると思う。 議員が言われるように可能性がゼロとは言えないのではないかと私は考える。
森谷委員	角度を変えて、選択肢がなくなったのは教育と産業経済関連だが、なくなった側の部署の立場としての考えを聞きたい。例えば教育委員会、教育に関する項目がなくなった。産業経済部は、特産品と地域振興がなくなった。これをどう考えているか。
佐々木委員長 森谷委員	今の質問は担当者が居ないので答弁出来ない。
ふるさと寄附推進室長	昨日の答弁の中でも若干あった。7億のうち3億は原価、ということは業者から見れば売上だから、産業系が選択肢からなくなってもとりあえず全部が産業に貢献している。そのような回答があったと思う。しかしそれは一部の業者の話で、例えば駅前の飲食店に恩恵はない。浜田市全体のGDPは3,000億で、そのうち千分の1の3億貢献しているレベル。なくすほど体制に影響はしていないと思う。 市長裁量の選択肢をなくして自由にかけようようにすることと、項目は大雑把としても細目を入れて分かりやすくするのが必要だと思う。集まった9割を浜田城整備に使うことはないと明確に表現して欲しい。
ふるさと寄附推進室長	項目を分かりやすく、例えば増やす等については改正後の条例でやるが、ポータルサイト等で補足説明を入れることは可能なので今後検討したい。 9割云々を断定するのは私の範疇を越えている。事業を実施する段においては議員等に相談し、協議すると思う。それは結果で判断していただくしかないのではないかと考えている。
佐々木委員長 岡野委員	他に。岡野委員。 私がもともとと思っていたのは、議案の目的の文章がおかしいから、こういうことになるのではないかと。普通、項目を減らして、5つなら5つ目に市長が認めるものとした場合、5番の割合が増えるのが常識。使途を指定しない場合は新しい5番になるということは、チェックをつけない場合も5番に入るので、割合は当然増える。それを減らすという論理になると、説明に窮するのは自然の理だと思う。 そういう文章にせずに、もっと違う目的があるんだと。各分野別に予算を当てはめていく時にその方が仕分けがしやすい、いわゆる寄附する側ではなく受ける側の論理で説明された方が本当は良かったのでは。 もう1点別の角度で言うと、教育について同僚議員が言ったが、「青少年の健全育成“及び”教育環境の整備に関する事業」という名前で、「及び」の一言で並列関係になっているので、「青少年育成に内包され

財務部長

る」という説明では理が立たない。教育関係の整備というのは、例えば幼稚園児や社会人は青少年とは言わない。教育関係の整備には社会教育もある。そうすると「及び」の一言によって後ろをカットした理由が分からない。教育の分野は全体として外されたのかなと思われても致し方ない。

それと「特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業」が丸々落ちている理由づけが分からない。内包させたいなら内包するような書き方をしないと。あまり細かく書くと選びづらいというのも一理あると思うが、部分だけポンポンと出すと見る人に比較されて、何故ここが無くなったんだろうと思われるのが理屈なので、議案を出す時に配慮して説明しないと。多分、ふるさと寄附が予想以上に集まって仕分けの問題で困っているんじゃないかと思うが、その辺についてお聞きしたいと思う。事業の中で教育関係をカットした意味、どういう経緯でそうなったのか。適当に選んではいけないと思うので、単に文章的なミスなのか、仕分けしたい分野（4分野＋市長裁量の5つ）は寄附を受ける側の論理ではないか。

的確なご指摘。言われてみると確かにそうだが、どこかを排除するといったつもりではやっていない。青少年育成はよく言われるし重要だと思ったので言葉を使っている。特産品の件も、実際は予想以上の売上原価があった。全部の事業所がそれで売上を伸ばしたわけではないが、普段からの努力がここで開花したと解釈しているし、その面で見れば1つの大きな事業として達成感がある。また、それが法人税や市民税で循環している手応えがある。

森谷委員はGDP3,000億と仰ったが確かにそのくらい。今まではずっと右肩下がりだったものが、ふるさと寄附という形で7億、または3億といった数字が上がってくるのは喜ばしい。増えれば期待値も高まるし、宣伝効果もすごく大きい。

4月の段階で10いくつ、5月も6月も色んな雑誌に浜田のふるさと寄附が載っている。PR効果、波及効果、知名度アップ、ブランド力アップと非常に大きい。目に見えない効果がある。

とにかく一番やりたかったのは、一番多かった7項目目の「市長裁量」が選ばれる数を減らしたかった。自分も今まで3回寄附したことがあるが、迷った。それならもう少し簡略化した方が良いという発想でやっているの、ご理解をお願いしたい。

佐々木委員長
江角委員

他に。江角委員。

これまでの条例の、寄附金管理運用第3条第1項の中に、これまではふるさと応援基金があり、(2)には城山整備基金があり、(3)には地域振興基金があった。これを今回の改正では(1)に集約して(2)、(3)は無くすと解釈して良いか。

ふるさと寄附推進室長

城山基金への積立はこの条例改正によってなくなる。旧条例で言うと、ふるさと応援基金条例は1号から5号までは、ふるさと応援基金に行く。旧条例の6号は城山基金にそのまま積み立てている。7号については地域振興基金に積み立てていた。

今回の条例改正により、それらは全てふるさと応援基金に積み立てる。

補足説明として、4月から条例施行附則までに積み立ててあった地域振興基金については、ふるさと応援基金に積み替えるという内容である。

江角委員	3条第2項には、前項の規定に関わらず、市長は必要があると認める時は寄附金を基金として積み立てることなく必要な財源に充てることが出来るかとあるが、これはなくなるのか。
ふるさと寄附推進室長	新旧対照表にあるように、第3条第2項については、今までの条例と変わらない。基金に積み立てることなく使えるというのは、27年度にあった寄附金をそのまま事業に充てられるということ。
江角委員	基金に積み立てずに使うことの、この条文からしても、それは誰が管理するのか。非常に見えにくくなるのではないか。一旦基金に入れてから市長が使うなら、どこから出たかが分かりやすいが、積み込む前に市長が自由に使えるというのなら、軽減を図ることに本当に繋がるのか。
ふるさと寄附推進室長	今年入った寄附金を基金に積み立てずに使うことを想定した条文だが、当然ながら、基金に積み立てるのは3月の年度末なので、1年経たないと寄附者の意思に従った使い方が出来ない。今まで積み立てていた基金から出す事業に充当する場合と、今年入った寄附金から事業に充当する場合、明確に分けて管理している。管理はうちがやっている。
財務部長	市長が自由に使えるということではなく、財源と言うのは総計予算主義で、必ず議会にお諮りする。勝手に事業に使うということではない。具体的な事業があればその財源として有効に使うことが重要で、またそれは、議会側の皆さんで議論していただくことになっている。使ってしまったから分からないといったことではない。
江角委員	今日の質疑を聞いていて、前の2人の質疑はもっともだと思った。ただ、それをもってこの条例に反対するとまでは言わない。もっと言えば、改められる区分の内訳を、議会にも明確に示して頂くことで、入りも出も分かりやすくなるんじゃないか。寄附者の意向が反映しやすくなる方法だと思うので、明確にしていただける報告の仕方を少し工夫していただけたらどうか、ということをお願いしたい。
財務部長	おっしゃることはごもっとも。抽象的になり過ぎるという指摘だが、条例は抽象的な方が間違いがない。具体的なものはその都度出す方法もある。それも議員の皆さんにお諮りして、「こういう事業の項目を考えている」という説明が出来るようになると思う。
佐々木委員長	5項目の更に詳しい内容ということで、3名から同様の質疑が出た。より透明感を持たせるために重要な部分。委員会総意として、是非検討を示して頂きたい。時々で変わるという話もあったが、たちまちの部分に早急に示してもらえれば我々も理解しやすいと思う。よろしく願います。この件について他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

5 議案第54号 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題5について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	委員から質疑は。森谷委員。
森谷委員	指定管理期間について。3年とのことだが、あまり期間が短いと受ける事業者も大変だ。受ける際には人員を増やさなければならないし、数年

	後に他所が指定を受ければ、余った人員の処遇に困る。5年や10年が最近の傾向だが、3年にしたのは強い意思によるのか、周りを見たら3年が多かったのもそれに合わせたのか
行財政改革推進課長	初めて指定管理に出すのは3年でやってきた。今回初めて出すので3年と決めている。
佐々木委員長	今のは別の議題の質問だったと思う。
森谷委員	駐車場の話だった。失礼した。
野藤委員	説明資料に謳ってある「識見者5人から7人になった」だが、問題があったのか。また、専門性という意味は何をさしているか。
行財政改革推進課長	指定管理に係る委員会委員については、専門的部分を切り口に審議すべきではないか。利害関係がある場合に欠席されることがある。識見者を色んなカテゴリから入っていただきたい。言うことで5人から7人にした。
	受益者については各自治区住民に委員として入っていただいてご審議いただいていた。施設利用者や専門家とか、そういった方に参画いただきたい。識見者の任期は2年。受益者については、施設ごとに変えてその施設に対する理解であったり専門性がある方を選んでいこうというため改正だ。
野藤委員	スポーツ等の協議によっては、ただ掃除をするだけの管理ではなく、専門的管理が必要な場合もある。専門性が別の意味で取られる場合もある。本当に専門的に維持されるかという観点で指定管理の指定をしてほしい。希望を出しておく。
行財政改革推進課長	大事な市施設管理をお願いするので委員の選考に当たってはそういった点に配慮して進めていきたい。
佐々木委員長	他に。江角委員。
江角委員	指定管理が変わっていく時に、今まで議会でも議論が出たのは、地元の雇用という面で雇用された方が、継続性の担保が難しい。審査するにあたり、一方でその面を審査するとなると、社会保険労務士あたりも加えてという流れも県内でもあるが。この2名を増やすのはそういった点も含まれているのか。
行財政改革推進課長	そういった専門家の方に入っていただくために人数を増やしている。
江角委員	その場合、どのように人選するのか。
行財政改革推進課長	担当課、あるいは団体、色んな所としっかり協議して選考したい。
佐々木委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

6 議案第55号 浜田市有料駐車場条例の制定について

佐々木委員長	議題6について、総務部長。
総務部長	指定管理そのものの目的はご承知だろうが、住民サービスの向上と経費削減。市の施設の中で数少ない収益施設なので、これを指定管理に出すことは、財産の有効活用、民間活力の活用によりサービスの向上が図られると思われるため、出来るだけ早い時期に制度導入をしたいということから今回提案するものだ。
	昨日、まちづくり効果についてご意見をいただいた。この駐車場だけでそれが出来るとは言い難いが、まちづくり促進のツールのひとつとし

佐々木委員長 森谷委員	て仕様書等で考慮していきたい。まちづくり関連は、駐車場を管理している部署だけでは難しいので、産業経済部とも協力して進めていきたい。 何か質疑があるか。森谷委員。 料金体系について。イレギュラーなものがある。4つのホテルについては普通は1泊1600円だが、機械を通すと800円になる。そのルールを明文化する必要があると思うが。
行財政改革推進課長 森谷委員	減免については規則に委任して施行していく。 意味が分からない。もう少しわかりやすく。
行財政改革推進課長	利用者の使用料の減免措置、安く使えていることについてだと思う。新旧対照表の第6条に基づいて、第6条2に基づいて減額している。 今回提案しているものでは、第17条で規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができるとしている。そういう判断があればそこに基づいて行う。
森谷委員	10年20年前から、ずっと意味もなく継続されていると把握している。担当部署に理由を聞いても「前からそうだった」としか言わない。減免理由が分かるなら言ってもらえるか。
行財政改革推進課長	従前からこういう内容でというのをきちんと整理してやってきたと思う。かつて浜田みらい21という民間会社が作った駐車場。市営駐車場になった段階で大量に利用される方の利用料を少し減額する。市外客が停まりやすくする、あるいは地域活性化のために減額させていただいていたんだと思う。
森谷委員	そのようなことも、その時点時点で理由も根拠も違ってくる。満員のホテルに対して減免措置を適用する必要があるか。検討もせずずるずるやっているのでは。それなりの理由を検討して欲しい。 指定管理に出す3つの駐車場だが、今回パチンコ店が駐車場になって流れるのではないかと思ったらガラガラ。立体駐車場についてはどのような動きになるか分からないが、納付金額を少なく設定して業者に異常な黒字になったり、納付金額が多すぎて赤字になることもあると思う。見極めがつくまでは指定管理に渡すのは適当じゃないと思い始めた。立体駐車場だけは3月くらいまで様子見して、適正な金額が分かった時点でするのがベターではないか。
行財政改革推進課長	おっしゃるとおり。納付金算定は非常に難しいと思っている。この施設については議会からも提案があったので少し早く準備を進めたいということで取り組んできた。3つ一度に出すのが良いのか、4月から進めようという考えに変わりはないが、仕様を作る段階で充分様子見しようと思っている。
佐々木委員長 岡野委員	他に。岡野委員。 28年4月条例発行とのことで。状況の推移を見たりするんだと思うが、スケジュール、過程はどうなるか。
行財政改革推進課長	来年4月までのスケジュールは、12月議会には指定の議決を頂かないと間に合わない。それまでに業者を決めないといけない。相手方は公募なので公募期間を確保したりとなると9月くらいまでに公募を開始する必要がある。条例については6月に審議いただこうと思った。現状を把握しながら仕様を整理と、混乱部分もあるが、こうした施設を指定管理に出すことでサービスが向上して市民に喜んでもらえるよう準備を進めたい。

佐々木委員長 江角委員	他に。江角委員。 使用料について。13条に別表に掲げる額の範囲内で云々とある。この範囲内ということは、例えば30分無料ということについて1時間を無料にするのは範囲内と考えて良いのか。
行財政改革推進課長	業者において経営シミュレーションされた上で考えるだろう。最終的には我々と協議してということになるが、可能だと思う。
江角委員	指定管理は初めてだし、新しい民間駐車場も出来たばかり。流れることは当然だと思う。別表に掲げる料金体系を再度きちんと精査し、見直しながら、どういう金額を別表に定めて指定管理者と協議していくか。で足なので、指定管理者の方にばかり考え方を示させるということではなくて、出す側としても精査してもらって、市民サービス向上と財政面が合致するよう検討されて、それをもって指定管理を出すにあたっての材料を検討してもらいたい。
行財政改革推進課長	今あるものをそのまま移行することを今は想定している。将来的に上限額についても充分留意して検討していきたい。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり) ではこの件については終了する。休憩を取りたい。再開は11時15分とする。

〔休憩 11:07〕

〔再開 11:15〕

7 議案第61号 財産の無償譲渡について（旧井野小学校室谷分校）

佐々木委員長	議題7について執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長 岡本副委員長	何か質疑があるか。岡本副委員長。 評価額5,326千円の物権を無償譲渡にすることだが。26年度の決算書を見た。改修関係をされているが金額と改修内容、財源は。
三隅分室長	改修内容は講堂、旧校舎棟を改修解体している。講堂の改修費用は35,410,269円。校舎棟を解体し倉庫・トイレ棟を21,681,283円で新築。屋外イベントステージは8,270,759円。外構工事が10,395,369円。内容については、旧講堂は集会施設等。倉庫・トイレ棟は神楽社中の倉庫、自治会関係の備品等の倉庫、流し台等を設置して調理が出来るようにしてある。棚田が雨天の場合は屋外イベントステージを使用して、神楽上演、盆踊り等もされる予定。
岡本副委員長	財源は三隅自治区のまちづくり振興基金を充てている。 物件評価が5,326千円となっているが、今の説明で、新築の説明があった。この分は評価の中でどう位置付けるのか。相当評価があると思っているが、整合性について。
三隅分室長	浜田市では改修に伴う再評価を実施してないので評価に反映していない。旧講堂については昭和37年建築を改修している。主体構造部である屋根、柱、基礎はそのまま使用しており、評価額は経年を反映し1,764,580円。倉庫トイレ棟は平成26年建築で評価し3,561,776円。 多目的上屋については、構造が柱と屋根のみで外気遮断性に乏しいため

	評価に反映していない。
岡本副委員長 税務課長	理解した。土地の所有者は誰か。土地評価について聞きたい。 土地評価関係だが、所有は浜田市。課税対象になっていない。近傍の宅地比準から、平米2,450円程度。総額550万円程度と考えている。
岡本副委員長 税務課長	譲渡の条件が10年間付いているが、10年以降はどうなるか。評価を聞くが、10年後はどうなるのか。変わらないか。 先ほどは平成27年度基準の金額を参考にお示ししたが、10年後はそのときの土地の状況等を反映した上で再評価するので、現段階で予見は難しい。
財務部長	土地評価は、皆さん関心があると思う。人口減少地域だと評価は下がり続ける。特に宅地は全般的に下がっていて維持が難しい。
岡本副委員長	了解した。この建物改修約9,000万円くらい、まちづくり振興基金からのことだった。500万円程度の建物に9,000万円投下されている。26年度予算でやったもので、決算の承認もされていないのに譲渡云々の話が出て良いのか。
教育総務課長	本来だと26年度中に譲渡を行いたかった。工期がずれこんでこの時期の提案になった。決算も起きてない状況での譲渡だが、そういうスケジュールで進めさせてもらっていた。
岡本副委員長	要はそういうことは過去にもあるのか、それとも今回がたまたまそうなのか。決算が認められる前にそういうことをするのは普通じゃない気がするが。
三隅支所長	決算が終わらないと譲渡出来ないのかは私の勉強不足で答弁出来ない。学校が閉じるということで、地元は後利用を一生懸命考えていた。我々としても地域活動をしっかり行っていたきたいという思いがある。夏以降の活動に利用して欲しくて今提案している。
岡本副委員長 佐々木委員長	理解した。 他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

8 執行部からの報告事項

(1) 浜田女性ネットワーク市議会について

佐々木委員長 総務課長	議題8の(1)について、総務課長。 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

(2) 浜田市総合振興計画後期基本計画の進捗状況報告書

(3) 元気な浜田づくり市民委員会の開催について

佐々木委員長 政策企画課長	議題(2)と(3)について、政策企画課長。 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

(4) 平成26年度空き家バンク制度の利用状況について

(5) 介護人材確保のためのシングルペアレント受入事業の申請状況について

佐々木委員長	議題(4)と(5)について、政策企画課長。
政策企画課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。森谷委員
森谷委員	(4)について。仕事はどのように考えておられるか。
政策企画課長	仕事の内訳等は把握していない。
森谷委員	引っ越してくるので、退職なりして来られると思う。どのように考えておられるか知ることが有用ではないか。
政策企画課長	大事だと思う。手続きに来られる方はそういう話をするし、定年退職で来られる方もいると思う。状況把握してまた報告する。
佐々木委員長	他に。野藤委員。
野藤委員	(5)について。一次審査・最終審査は誰が審査して、どういう基準か。
政策企画課長	面談会には市職員が市内案内等をする。就労が絡むので基本的には事業者と来られた方とのマッチングによる。
野藤委員	最終的な決定権は事業者なのか。
政策企画課長	基本的にはそう。
野藤委員	非常にマスコミにも取り上げられ、問い合わせも多かったと聞く。最終的には予算は3人とあるので、残り10人の方へのフォロー等はどうしているか。逆の風評が出るとによるマイナスイメージになる。例えば今後枠が増える予定、感触があるのか。
政策企画課長	市長も大変乗り気で、我々も尻を叩かれている。何とか成功させたい。今の時点では3人分だが、年間を通して3人ということなので、年度途中では若干余裕が出てくるのではと思っている。残りの10人全部はとても無理なので、国の交付金の活用等、補正対応が可能かを研究したい。マッチングがたくさんあって受け入れ枠が足りない嬉しい悲鳴があがるように頑張りたい。
野藤委員	おもてなしの心というか、フォローが大事だと思う。男性からの応募があったと聞いて驚いた。是非拡大していくよう配慮して欲しい。
佐々木委員長	他に。森谷委員。
森谷委員	(5)について、まちでも話題。年間最高400万くらいもらえると聞いている。事業所がかなり負担しているそうだが、区分けを教えて欲しい。
地域政策部長	基本的には市が支援するのは毎月15万円。養育支援3万円。事業所に負担いただくのは一時金30万円。支度金制度。一部は市の補助が入っている。引き続き仕事するなら100万円。これらは事業所負担
佐々木委員長	車については自動車会社から無償だが、車検代20万は市が負担。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

(6) 平成27年度個人市民税の当初賦課状況について

(7) 所得別所得金額の推移について

(8) 市税等における減免件数等の推移について

佐々木委員長	議題(6)から(8)について、税務課長。
--------	----------------------

税務課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。岡野委員。
岡野委員	(8)について。固定資産税の減免についてだが、公益の項目で平成18、19、20年くらいは2,000万円くらいの減免金額だが、だんだん増えて25、26年は1,300万円や900万円になっている。何故右肩上がりに増えたのか。
税務課長	固定資産税の減免のうち公益部分にかかる件数の増加は、公益減免は地縁団体が取得する集会所等の土地・建物にかかる部分を減免する制度で、地縁団体増加によって集会所施設が増え、申請が増えたものと思われる。
岡野委員	増えるのは良いのだが、規模の問題なのか分からないが、25年が1,300いくらかで、26年が949万円というように波がある。これは一定で推移する物ではないのか。
税務課長	25年度に比べ26年度は件数的に増えているのに金額的には減少している。個々の内訳まで確認はしていないが、地価下落や集会所施設の経年等による評価下落等も考えられる。
佐々木委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	では、昼休憩を取りたいと思う。再開は13時丁度とする。

[12時 02分 休憩]

[13時 00分 再開]

佐々木委員長	政策企画課長より発言の申し出があるのでこれを許可する。政策企画課長。
政策企画課長	森谷委員から質問があった、空き家バンク入居者のうち、UIターンの人がどういった職業をしているのかについて、資料を調べてきた。全部で39世帯となっていた。職業も様々だが特徴的な点は、農業研修生、あるいは元農業研修生で農業をしている。弥栄の農業法人に勤めている方が多く、8世帯が該当した。また、定年退職後の60代以上の方が3名、入居時に求職中だった方も3世帯となっている。出来るだけ、UIターンの相談があった際は年齢や出身地、職業等についても可能な範囲で聞き取りして、情報把握に努めている。

(9) 平成26年度市税等徴収率について(速報値)

佐々木委員長	議題(9)について、徴収課長。
徴収課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。森谷委員。
森谷委員	現年度の不納欠損額が年々増えていることから、何が読み取れるか。
徴収課長	現年度だけでなく過年度も含めている。不納欠損額として上がっているが、これは現年と過年、それぞれに欠損した額が上っている。
森谷委員	決算カードというのがあるが、右下に徴収率欄がある。浜田市の場合は左側が99パーセント、右側は97パーセントだったと思う。決算カードで言うとその数字はどこなのか。
徴収課長	後ほどお示ししたい。
佐々木委員長	他に。

佐々木委員長	(「なし」という声あり) ではこの件については終了する。
(10) 旭小学校の開校に向けたスケジュールについて	
(11) 市内衛生関係専修学校の入学生の状況について	
佐々木委員長	議題(10)と(11)について、教育総務課長。
教育総務課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。上野委員
上野委員	(10)について、校庭等はすぐ使えるようになるのか。
教育総務課長	外構工事・校庭工事は今年8月から来年2月までを予定しており、28年度には利用が可能と考えている。
佐々木委員長	他に。岡本副委員長。
岡本副委員長	(10)について。校舎建設が進捗24、屋内運動場が45とあるが、この数値はなぜか。多分10月まで指を折ると工程が遅れているのだと思う。最近言われるのが、鉄筋工、大工、型枠大工の職人が減って手配が付かないのではないか。その辺の把握はどうか。
教育総務課長	工事が少し遅れているとは聞いているが、竣工10月末が変更になるとは聞いてない。
岡本副委員長	校舎24パーセント、体育館が45パーセントとなると、20パーセント程度の差異が出ている。本体工事が遅れているのでは。
教育総務課長	遅れているとの報告と協議はしているが、どれくらいの遅れかは把握していない。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり) ではこの件については終了する。

(12) 市内中学生の進学等の状況について	
(13) 浜田市いじめ防止基本方針について	
佐々木委員長	議題(12)と(13)について、学校教育課長。
学校教育課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	説明が終わった。委員から質疑は。岡野委員。
岡野委員	(12)について。県外公立私立という項目がある。市内から16名が県外の公立私立に行っているが、浜田1中だけ11名、8パーセント程度と突出して県外に行っている。何か理由があるのか。
学校教育課長	内訳までは手元に無い。
佐々木委員長	また後ほど回答を。他に。森谷委員。
森谷委員	(13)について。子どもと子どもが前提になっている。先生から子ども、生徒から先生、先生同士のいじめもある。教育現場で可能性があるものを包含すべきだとの提案も若干あった気がするが、ここにそのようなことは書いてない。どのような認識をされているか。
学校教育課長	そういう意見もあった。この方針を策定する中でも、協議会等の中でも、そのような意見は出た。最終的には皆さんの合意で法律・条例に基づいた形でこのように纏めた。第6章にあるように、今後ずっとこの形というわけではない。今後の方針に盛り込むことも検討したい。
森谷委員	決められていなくても、やってはいけないということはない。全体に

学校教育課長	目配りするように、どこかに書いておくことは出来ないのか。
	方針内にも示しているが、今回は子どもと子どものいじめをメインにしているが、当然、地域でなくしていこうと謳ってあるので、大人に向けても「いじめはいけない」という周知はしていきたい。
森谷委員	いじめはいけないというレベルではない。いじめがいけないのは誰でも知っていて今更言うまでもない。それを防ごうとか、発見したら伝えられるようなルートを作っておくべきだ。伝えた方がわりを食うようではいけない。セーフティラインをきっちり作り、分かるようにした上で法律の外にあるという状態なら良いと思う。
学校教育課長	貴重な提言に感謝する。周知していきたい。
佐々木委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。
(14) その他	
佐々木委員長	議題(14)その他について、執行部から何かあるか。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	では委員からあるか。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	以上13件の報告事項の中で、全協に提出すべきもの、資料配布のみとすべきもの、提出不要のもの、どれに該当するかお諮りしたいと思う。
	(1)は説明と資料配布。
	(2)は両方不要。
	(3)は説明と資料配布。
	(4)は資料配布のみ。
	(5)は説明と資料配布。
	(6)は説明と資料配布。
	(7)は説明と資料配布。
	(8)は説明と資料配布。
	(9)は説明と資料配布。
	(10)は資料配布のみ。
	(11)は資料配布のみ。
	(12)は資料配布のみ。
	(13)は資料配布のみ。
	徴収課長。
徴収課長	先ほど森谷委員から、決算状況の関係でパーセントの質問をいただいた件についてお答えする。確かに決算表で24年度と25年度、右と左に合計額で99.1、96.9パーセントとある。その下に市民税率と準固定資産税率がある。左側の大きいものが現年の徴収率、右側の96.9というのが現年と滞納を併せた徴収率になる。ここで市町村民税というのが、個人市民税と法人市民税、準固定資産税というのが交付金を除いた、浜田市で賦課している固定資産税のみの徴収率となっている。
佐々木委員長	では執行部は退席されて結構。休憩を挟む。再開は13時45分。

《執行部 退席》

[13時 43分 再開]

○同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

佐々木委員長	ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。
--------	----------------------------------

佐々木委員長　ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

佐々木委員長　ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

佐々木委員長 挙手多数。原案のとおり可決すべきものと決した。

佐々木委員長 ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

佐々木委員長 挙手多数。原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第61号 財産の無償譲渡について（旧井野小学校室谷分校）

佐々木委員長	本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。 （「異議なし」との声あり）
佐々木委員長	ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

9 請願第6号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）に反対する意見書採択に関する請願について

佐々木委員長	それではこれから請願第6号の審査に入る。本請願は、当委員会の小川委員が紹介議員となっている。何か説明、意見等があるか。小川委員。
--------	--

小川委員	安全保障関連2法案と記載されているが、合計11本の法案が国会に出されている。
------	--

新聞によると、国会議員の奥さん方からわからないから説明するよう注文があったとのこと。それで専門家を派遣して説明したがまったくわからなかったとのことだった。

また、自民党の会合で、この法案が成立すれば自衛隊が北朝鮮へ乗り込んで拉致被害者を奪還できるのかといった質問が数回出され、担当者ができないと応えるとがっかりした様子だったと。

そうした意味では、非常に分かりにくい。また、3人の憲法学者が集団的自衛権を行使が許されるということは違憲だと言っている。反面政府の対応は聞く耳を持たない態度だ。今回の法律は自衛隊の厳しい縛りを解くための法案だ。これまで憲法9条で自衛隊員の命が守られてきたと言える。これまで殉職者はあるが、戦死者はいない。

アメリカでは、戦争に行き亡くなるのみでなく、戦争から帰ってきた200万人の兵士のうち、50万人が精神疾患に陥っているとも聞いている。そうした現状を見たときに私は今回の法案は断固反対である。世論調査でも7割が説明不足と感じている。本来憲法9条を変えてやるのが筋という意見もある。

佐々木委員長	他に。岡野委員
--------	---------

岡野委員	この請願に賛成。現在国会内で行っている審議があまりに稚拙。言葉の定義を確定しないまま議論すると、話が噛み合わない。また、大臣と総理大臣の発言内容が違ったり、温度差がある。そんな中で国民のコンセンサスが得られたとは思わない。強行採決は民主主義でやってはいけない。憲法第99条遵守の規定がある。その他の公務員に自分も該当する。憲法改正は出来るが、衆参合わせて3分の2の賛成を得る必要がある。なおかつ国民投票で過半数を取ってできることであって、こういった解釈によって方を骨抜きにしていくような行為はやってはいけない。この請願の趣旨全部に賛成しているわけではないが、基本ラインは同じなので・・・改憲した方がいいと思っている。
------	--

佐々木委員長	他に。野藤委員。
--------	----------

野藤委員	具体的に分からない部分が多い。国会や報道を見る限りでは非常に厳しい状況。本来ならば正攻法が良いと思っている。憲法上許されるものはあくまでもわが国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守り外交努力とともに憲法の範囲内で云々と述べている。政府見解は変わっていないと聞いている。必要最小限度の武力行使は許されるという理念はいささかも変わっていないと考えている。現在は国際環境の変化、我が国を
------	---

佐々木委員長
上野委員

取り巻く北東アジアにしてもヨーロッパ、中東にしても不安要素が出ている。そんな中で日本が何もしないのは許されない。国際的なパワーバランスが崩れてきているため、それに対処する法整備は必要だ。

他に。上野委員。

僕の知人に色々話を聞いても、政府が説明不足で信じて良いのかという声がある。しっかり説明して分かりやすくしてもらいたい。憲法9条は守ってもらいたい。子どもらのために平和な国は守って欲しい。

佐々木委員長
岡本副委員長

他に。岡本副委員長。

日本における状況は非常に厳しい。日本の立場をしっかりと、抑止力を働かせる。日本の立場表明になることから、集団的自衛権、今の安全保障関連法案は容認していきたいと思っている。先ほどから、戦争に突入するのではないかという声があるが、外交的に日本の立場を表明していかないと日本が将来的に孤立させられる。日本の立場はしっかり維持する必要がある。請願は容認できない。この請願には反対の意を表明したい。

佐々木委員長
江角委員

他に。江角委員。

この国際平和新法と今までの自衛隊法を含めた11の法律を審議している。条文、案文を見ずには言えないと思いながら、その条文をどう判断するかについては、それぞれ反対・賛成の見方の文献があって条文と見比べてどうか、という手法しかないのではないか。そうした考え方をめぐらせていたところ、6月4日の国会の中で3人の憲法学者が、言い方はそれぞれ違うが拡大解釈の限界を超えてしまっていると言った意味合いは私は大きいと思う。そういう意味でこの請願に賛成したいと思う。

佐々木委員長

他にあるか。

(「なし」との声あり)

佐々木委員長

それでは、採決に入りたい。本請願について、採択すべきとすることに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

佐々木委員長

挙手多数により、採択すべきものと決した。

10 その他

佐々木委員長

議題10その他についてあるか。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

委員長報告は、6月19日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よければ議場に配布したいと思う。

以上で総務文教委員会を終了する。

[14 時 20 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに総務文教委員会会記録を作成する。

浜田市議会総務文教委員長 佐々木 豊 治